

◇番号：202001

◇研究機関名	水産研究・教育機構	◇不正の種別	カラ雇用、架空請求
◇不正が行われた年度	平成 29 年～30 年度	◇最終報告書提出日	令和 2 年 5 月 15 日
◇不正に支出された研究費の額	266,662 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 31 年 3 月 7 日、水産研究・教育機構（以下「機構」という。）水産大学校助教に対し、学生のカラ雇用等、公的研究費の不正使用に関する疑いがあるとする旨の内部告発があった。

【調査に至った経緯等】

予備調査の結果、告発された不正使用が行われた可能性が否定できず、さらにそれ以外の不正使用が行われた可能性が認められたことから、本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（内部委員 3 名、外部委員（弁護士、公認会計士、大学教授）3 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

平成 31 年 4 月 17 日～令和 2 年 5 月 12 日

・調査対象

会計書類の保存期間（平成 26～30 年度）における、当該助教が使用したすべての資金のすべての費目及び当該助教を除く教員が使用した全ての資金のうち学生アルバイトに係る賃金

・調査方法

書面調査、物品調査、当該助教及び関係者への聞き取り調査。

◇調査結果

【不正の種別】

カラ雇用、架空請求

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

1) カラ雇用

当該助教は自らの裁量に基づいて自由に使える現金を捻出したかったため、学生アルバイトに支払われた賃金の還流行為を伴う、カラ雇用を企図した。なお、還流行為については不正ではなく「不適切な行為」として認定した。

2) 架空請求

当該助教は正式な手続きを行わずに個人の漁業者から入手した供試魚の代金を支払うため、当該漁業者に対して調査業務を依頼するように装い、機構水産大学校の契約事務担当部署に対して架空の役務費を請求、支出させた。

・手法

1) カラ雇用

当該助教は自らが雇用している学生アルバイトのうち 1 名に関して、勤務実態のない日について出勤表と業務従事日誌を作成し、賃金を支出させた。

2) 架空請求

当該助教は、供試魚の入手先である漁業者に対し、代金は調査業務を依頼するという形で支払うが実際に調査をしてもらうものではない、と架空の調査業務の依頼をもちかけた。その後、機構水産大学の契約事務担当部署に対し、当該漁業者を契約相手とする調査業務の発注を依頼した。調査業務の履行検査は当該助教が自ら行って履行されたように装い、当該漁業者から機構水産大学の契約事務担当部署に対して架空の役務費を請求させ、支出させた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及び関与した研究者数

カラ雇用)

資金の種類	不正使用額 (円)	不正が行われた年度	関与した研究者数
萩市委託事業費	17,484	平成 29 年度	1 人
	141,178	平成 30 年度	1 人
計	158,662		1 人 (実人数※)

架空請求)

資金の種類	不正使用額 (円)	不正が行われた年度	関与した研究者数
科学研究費補助金	108,000	平成 29 年度	1 人
計	108,000		1 人 (実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

不正支出額 (円)
266,662

・私的流用の有無

カラ雇用及び還流行為によって還流された現金は、当該助教個人の財布で私金と混在した状態でプールされていたことから、その全額を私的流用と認定した。

また、架空請求についてはその全額が供試魚の代金相当額として漁業者に支払われ、当該助教の手に渡っておらず使途が明確であったことから、私的流用はなかったと認定した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

1) カラ雇用

当該助教と雇用関係にあった複数の学生に対するヒアリング及び当該助教へのヒアリング、研究室に残された書類等の精査の結果、カラ雇用が行われたと認定した。

2) 架空請求

供試魚の入手先である漁業者へのヒアリング及び当該助教へのヒアリング、当該助教のメールの記録及び契約事務担当部署に保管されていた書類等の精査の結果、架空請求による不正な支出がなされたものと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- 1) 当該助教は、機構が公的研究費の不正使用防止のため毎年度実施しているコンプライアンス及び研究倫理教育を受講しているにも関わらず、研究者・教員としての倫理観が著しく欠如していた。
- 2) 賃金を還流させていた学生 3 名は、当該助教から賃金を研究室に還流させることは正当であるかのような説明を受け、雇用、賃金に関する十分な知識を持たないためにそのとおりと誤認し、あるいはそのような行為が不正であるとの疑いを抱いても、指導教員には異議を唱えられない立場にあり、結局当該助教に従うしかなかった。
- 3) カラ雇用について、雇用されていた学生の出勤状況は出勤表及び業務従事日誌のみで確認されており、事務担当部署による日々の確認がなされていなかった。また、架空請求について、業務の履行検査結果を事務担当部署が検証できるような証拠書類を残す体制になっておらず、チェック機能が

働かなかった。

【再発防止策】

1) 公的研究費の適正使用意識の向上

職員に対しては、従来からのeラーニング研修に加え、今回の事案を踏まえた内容の研修を実施するとともに、公的研究費の使用ルール等をまとめたハンドブックを作成し、全職員に配付する。また、未受講者を減らすため日時を変えて同じ内容の講義を複数回行い、紙資料でフォローするなど確実に周知できるよう工夫した上で、今回の事案を踏まえた内容の講義型の研修を実施する。これらにより、公的研究費の健全な使用の周知徹底及び職員の意識向上を図る。

また、学生に対しては、「技術者倫理」及び「科学者倫理」をカリキュラムに加えて倫理教育を行い、公的研究費の適正な使用に対する意識向上を図る。

2) 学生の雇用契約時における不正防止事項の説明

学生をアルバイトとして雇用する場合、雇用契約書交付の際に、不正防止に関する書面（不正が疑われる行為の事例、相談窓口等）を合わせて交付・説明する。また、この説明が確実に行われたか事後に確認が出来るよう、不正防止に関する書面を交付する際、同書面に説明を受けた旨の押印又は署名を学生から受け、原本を事務室で保管する。

3) 事務手続きの適正化とチェック機能の強化

①勤務実態の確認

アルバイトとして雇用される学生については、日々システムによる出退勤の打刻をさせた上で、事務担当部署が出勤状況を確認するように改める。さらに月数回、終業打刻をするため事務担当部署を訪れた雇用学生を無作為に抽出して当日の業務内容をヒアリングし、毎週提出される業務従事日誌と突合することにより万全を期すこととする。

②遠隔地における履行検査の精度向上

遠隔地で役務等業務の履行検査を現地で実施する場合、検査職員は、成果物等の検査に加え、業務の実施及び履行の証拠となる写真等の資料を契約事務担当部署に提出するように改める。

4) その他

①還流行為の禁止と学生に対する適切な指導の実施

賃金の還流行為については、規程により明確に禁止し、学生に対しても適切に指導する。

②契約手続き及び留意事項の周知徹底

上記1)のハンドブックに契約手続き及び留意する点を盛り込み、職員へ周知徹底する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

当該助教を国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則に基づき、停職4ヶ月の懲戒処分を行った。なお処分は本公的研究費不正使用以外の複数の服務規律違反も勘案し決定した。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

調査開始時に研究分担者として参画する予定であった科学研究費助成事業（科学研究費補助金）について、公的研究費取扱規程第5条及び科学研究費補助金機関使用ルール4-8により執行に係る諸手続の停止を講じるとともに、当該助教を研究分担者から外した。

・本件の公表状況

令和2年7月2日機構ホームページに公表（氏名公表あり）